

# 感染症対策における 臨時的診療報酬算定のお知らせ

令和3年4月1日から、感染症対策を講じて調剤した際の報酬が新設されました。

調剤感染症対策実施加算:4点

ご理解とご協力をお願いします。

## 〈当薬局での感染症対策〉

- 1.職員に対して、サージカルマスク等の着用、手指衛生を適切に実施している
- 2.職員に対して、毎日(朝、夕)の検温等の健康管理を適切に実施している
- 3.職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じている
- 4.患者様、取引業者様等に対して、マスクの着用、手指衛生の適切な実施を指導している
- 5.発熱患者様への対応として、時間的または空間的に動線を分け、他の患者様との接触を避ける等の対策を講じている
- 6.受付・服薬指導時における感染予防策(遮蔽物の設置等)を講じている
- 7.患者様間が一定の距離を保てるよう必要な措置を講じている
- 8.薬局共有部分、共有物等の消毒、換気等を適時、適切に実施している
- 9.マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じている

